平成２４年（フ）第８６０号
埼玉県所沢市並木３丁目１番地４―705
破産者　今　　正徳
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５９１号
神奈川県平塚市四之宮６丁目15番１号　平塚ふじみ園、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市御殿３丁目４番17―206号　ヴァンヴェール平塚
破産者　佐藤　　昇
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４４８号
静岡市駿河区丸子6627番地の20
破産者　佐野セ津子
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９３号
浜松市南区三和町63番地の７　福田正康方、旧住所静岡市葵区本通９丁目21番地の２
破産者　福田　正俊
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６６９号
静岡市清水区押切882番地の１　東海建材工業アパート102号
破産者　上村正比左
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５２７号
愛知県知多市大興寺字里189番地
破産者　竹内　毅胤
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０５０号
愛知県一宮市玉野字涜漉64番地　玉野団地３棟104号、開始決定時の住所愛知県北名古屋市中之郷南143番地１
破産者　川邉　忠晴
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１２４号
名古屋市瑞穂区白砂町２丁目59番地　ひかり荘101号
破産者　谷村　幸男
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４５５号
名古屋市西区野南町104番地の１
破産者　水野　英樹
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４９０号
名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の３　上飯田第二市街地住宅１棟910号、従前の住所名古屋市北区生駒町６丁目123番地の１　ライフオン生駒東棟２Ｅ号
破産者　中島　矩美
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８１号
愛知県東海市名和町高ノ宮前６番地の１　サンビレッジ・高ノ宮５―Ａ号室
破産者　丸地　繁晴
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８９号
三重県伊賀市下柘植4386番地の１
破産者　永尾　義久
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１０２号
三重県名張市瀬古口616番地３　グリーンパレス瀬古口203号、前住所北海道札幌市手稲区手稲本町二条２丁目４番８―505号
破産者　森田　聖子
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第３８８号
広島市安佐北区亀崎３丁目19番85―302号、申立時の住所広島市安佐北区白木町大字市川2187番地６
破産者　川畑　文明
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６６号
広島市安佐南区古市３丁目14番３号
破産者　津村　豊久
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６号
山形市小荷駄町３番21号
破産者　大場　恒男
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６２号
山形市江南１丁目15番４号、前住所埼玉県越谷市赤山本町２番地15　ＯＺＥＫＩⅡマンション601号
破産者　工藤　雅央
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９９号
山形市木の実町10番26号
破産者　仲野美津子
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部